

# 令和6年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

## 1 目的

大分県立学校実習助手を志望する者について、令和6年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。

## 2 求められる実習助手像

実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助けることのできる知識と実践的指導力をもち、かつ、職務に対する使命感にあふれる者

## 3 選考対象、採用予定者数及び職務の内容

試験区分	採用予定者数	職務の内容
農業実習助手	1人	農業に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
工業（機械） 実習助手	1人	工業（機械）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
工業（建築） 実習助手	1人	工業（建築）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
商業実習助手	1人	商業に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
合計	4人	

※ 各試験区分において同一の試験を実施するが、障がい者については、願書の記載事項を審査の上、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。

## 4 受験資格

次の①から③までの全ての要件を満たすとともに、試験区分ごとに④から⑦までのいずれかの要件を満たす者に限る。

- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- ② 昭和48年4月2日以降に生まれた者
- ③ 県内のどこにでも赴任できる者
- ④ 農業実習助手を志望する者は、農業に関する学科の高等学校を卒業した者（令和6年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑤ 工業（機械）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（令和6年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑥ 工業（建築）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（令和6年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑦ 商業実習助手を志望する者は、商業に関する学科の高等学校を卒業した者（令和6年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者

### （参考）地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 出願等手続

### (1) 出願方法及び出願期間

出願の方法は、原則インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法とする。

下記の要領で出願すること。なお、インターネットに接続できる環境にない等、やむを得ない場合のみ個別に対応するので、4ページ記載の【問い合わせ先】まで連絡すること。

#### ① 環境の確認

インターネット接続（スマートフォンを含む）、メールの送受信及び書類の印刷（A4サイズのモノクロ印刷）が可能であること。

#### ② 大分県電子申請システムのアカウント作成

次のURL（もしくは右の二次元コード）から申請フォームへアクセスし、「ログインして申請に進む」を選択してGrafferアカウントを作成する。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/4885647669822901643>

※ Grafferアカウントの作成方法は、次のURL（もしくは右の二次元コード）から大分県電子申請ポータルサイトの「電子申請システムのアカウント作成方法」へアクセスして確認すること。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

※ アカウント作成の際は、「申請」後のメールの送受信に使用するメールアドレスを入力すること。

#### ③ 出願期間

令和5年11月10日（金）9：00～11月28日（火）17：15

#### ④ 大分県電子申請システムによる申請情報の入力

入力項目ごとの指示に従い、間違いのないよう入力すること。

※ 「申請」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。また、「申請」後に修正の必要が生じた場合、4ページ記載の【問い合わせ先】まで連絡をし、修正の依頼をすること。また、「修正」は、出願期間内に依頼すること。

※ 申請が受け付けられると登録したメールアドレスに「申請受付のお知らせ」のメールが届く。申請の詳細は、メール文中のURLから確認すること。「申請番号」は、問合せの際などに必要になるため、控えておくこと。

#### ⑤ 申請内容の審査と受験票等の交付

審査期間 令和5年11月29日（水）～12月6日（水）

上記の期間中に電子申請内容の審査を行う。審査が完了すると、登録したメールアドレスに「交付物発行のお知らせ」のメールが届く。メール文中のURLから願書と受験票をダウンロードすること。

※ 上記審査期間内に「交付物発行のお知らせ」のメールが届かない場合は、4ページ記載の【問い合わせ先】に必ず連絡をすること。

※ システムの操作等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話 097-506-2457：受付時間 8:30～17:15（土曜日及び日曜日を除く。））に問い合わせること。

(注意) ア 電子申請内容に不備がある場合は、出願を受け付けないことがある。

イ 受験料は不要である。

ウ 障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者（例：車いす使用等）は、入力フォームの「受験上の配慮」にその旨を入力すること。

### (2) 試験区分等

出願する試験区分は、農業実習助手、工業（機械）実習助手、工業（建築）実習助手又は商業実習助手のいずれか一つとすること。併願はできない。また、出願後の試験区分の変更は認めない。



## 6 第1次試験

### (1) 期 日

令和5年12月16日(土)

### (2) 試験場

大分県教育センター 講堂 (大分市旦野原847番地の2)

(注意) 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

### (3) 日程及び試験内容

時 間	試験等	内 容 等
9:00	入室完了	・試験室には8:30から入室可
9:00～9:20	出欠確認、諸注意	
9:20～10:20	教養試験	・基本的な一般教養
10:50～11:50	専門試験	・試験区分についての専門的な知識及び技能

(注意) 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

### (4) 携行品

	携行品	注意事項等
①	受験票	
②	筆記用具	・黒鉛筆又はシャープペンシル(HB程度)、消しゴム
③	時計	・計時機能だけのものに限る。

### (5) 試験結果

- ① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の3倍(採用予定者数が1人の場合は4倍)とする。  
なお、合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者とししない。  
※ 合格ライン: 採用予定者数の3倍(採用予定者数が1人の場合は4倍)  
※ 成績が著しく低い場合: 第1次試験の得点率が40%(150点満点中60点)以下に該当する場合
- ② 第1次試験の結果は、令和5年12月26日(火)(予定)午前9時、大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/jissyu jyosyu2024.html>)に第1次試験の合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員宛て大分県電子申請システムにて通知する。
- ③ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/jissyu jyosyu2024.html>)に掲載する。

## 7 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。

### (1) 期 日

令和6年1月26日(金)(予定)

### (2) 試験場

大分県教育センター(詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。)

(注意) 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

### (3) 試験内容

試 験	内 容 等
面接Ⅰ	職務に関する口頭試問
面接Ⅱ	人物評価に関する個人面接

### (4) 試験結果

第2次試験の結果は、令和6年2月13日(火)(予定)午前9時、大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/jissyu jyosyu2024.html>)に第2次試験の合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

なお、採用予定数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合は、合格者とししない。

※ 成績が著しく低い場合: 第2次試験の得点率が40%(250点満点中100点)以下に該当する場合

## 8 各試験の配点

試験	第1次試験(150点)		第2次試験(250点)	
	教養試験	専門試験	面接Ⅰ	面接Ⅱ
配点	50点	100点	100点	150点

(注意) 第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合成績により決定する。

## 9 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、第1次試験及び第2次試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

## 10 合格者の行う手続等

第2次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書(所定用紙)を提出すること。詳細は、第2次試験合格者に対して通知する。

## 11 採用

- (1) 選考試験の合格者は、令和6年4月1日付けで採用するものとする。
- (2) 選考試験の合格者であっても、大分県教育関係職員健康診断審査会の結果、「就労不可」と判断された場合は、採用しない。
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、実習助手としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

## 12 その他

- (1) 携帯電話等は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。
- (2) 過去の試験問題等は、以下の場所で公開している。  
郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県情報センター(大分県庁舎本館1階) 電話 (097)506-2285  
問い合わせ 9:00~17:00(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

【問い合わせ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5518

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/jissyujyosyu2024.html>



この二次元コードからホームページにアクセスできます。